



目次	
高知県教育委員会規則	ページ
◎高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	1

教育委員会規則

高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成30年4月3日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第5号
高知県立図書館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

高知県立図書館の管理運営に関する規則（昭和52年高知県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条ただし書、第11条第1項及び第13条第1項を除き、以下「図書館」を「以下「県立図書館」に改める。

第2条及び第3条を削る。

第4条の見出し中「図書館」を「県立図書館」に改め、同条中「図書館」を「県立図書館」に、「者は、館長」を「者（以下「利用者」という。）は、高知県立図書館長（以下「館長」という。）」に改め、同条を第2条とする。

第5条の見出しを「（書庫内の資料利用数）」に改め、同条中「図書館内」を「県立図書館内」に、「利用することができる」を「利用できる書庫内の」に、「10点以内、」を「20点以内、」に、「第8条において」を「以下」に、「10点以内と」を「10点以内（いずれも高知市立市民図書館（以下「市民図書館」という。）の資料の点数を含む。）で館長が定めるもの」とに改め、同条ただし書中「必要」を「特に必要」に改め、同条を第3条とする。

第6条の見出しを「（館内での資料利用場所）」に改め、同条中「所定の場所において当該資料を閲覧しなければ」を「館長が定める場所において利用しなければ」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の2条を加える。

（館外貸出しを受けることができる個人）

第5条 次の各号のいずれかに該当する個人は、県立図書館の館外への資料の貸出し（以下「館外貸出し」という。）を受ける

ことができる。

- (1) 県内に住所又は居所を有する者
- (2) 県外に住所を有する者であって、館長が適当であると認めたもの
（個人登録及び利用カードの交付等）

第6条 資料の館外貸出し等を受けようとする個人は、館長の定めるところにより登録を行い、県立図書館を利用するためのカード（県立図書館及び市民図書館の間で共通して利用できるカードをいう。以下「利用カード」という。）の交付を受けなければならない。

- 2 前項の登録をするときは、氏名及び住所を証明するに足るものを提示しなければならない。ただし、中学生以下の者については、これを省略することができる。
 - 3 利用カードの有効期間は、交付の日から3年間とする。これを更新するときの期間についても同様とする。
 - 4 利用カードの交付を受けた個人は、利用カードの有効期間が満了し、当該有効期間を更新しないときは、当該利用カードを速やかに返却しなければならない。
- 第7条から第12条までを次のように改める。

（個人への館外貸出点数）

第7条 個人に対して同時に館外貸出しをすることができる資料の数は、図書等にあつては20点以内、その他の資料にあつては10点以内（いずれも市民図書館で館外への貸出しを受ける資料の点数を含む。）で館長が定めるものとする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（個人への館外貸出期間）

第8条 個人に対して館外貸出しをする資料の貸出期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 図書等については、14日以内
- (2) その他の資料については、館長の定める期間
（館外貸出しを受けることができる団体）

第9条 図書館、県内の公民館、官公署及び学校その他館長が適当であると認めた団体（以下「団体」という。）は、県立図書館の資料の館外貸出しを受けることができる。

（団体登録及び利用カードの交付等）

第10条 資料の館外貸出しを受けようとする団体は、館長の定めるところにより登録を行い、利用カードの交付を受けなければならない。

- 2 利用カードの有効期間は、交付の日から1年以内とする。これを更新するときの期間についても同様とする。
 - 3 利用カードの交付を受けた団体は、利用カードの有効期間が満了し、当該有効期間を更新しないときは、当該利用カードを速やかに返却しなければならない。
- （団体への館外貸出点数）

第11条 団体に対して同時に館外貸出しをすることができる資料の数は、50点以内（市民図書館で館外への貸出しを受ける資料の点数を含む。）とする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（団体への館外貸出期間）

第12条 団体に対して館外貸出しをする資料の貸出期間は、1月以内とする。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

第17条中「図書館」を「県立図書館」に改め、「高知県教育長の承認を得て」を削り、同条を第23条とする。

第16条第2項中「図書館」を「県立図書館」に改め、同条を第22条とする。

第15条の見出しを「（損傷等の届出）」に改め、同条第1項中「図書館の資料」を「県立図書館の資料等」に改め、同条第2項中「又は相当の代替品」を「、相当の代替品その他館長が定める方法」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加え、同条を第21条とする。

第6条第4項、第10条第3項、第15条第1項、第16条又は第17条の規定に違反したことにより生じた損害についても同様とする。

第21条の前に次の1条を加える。

（登録内容の変更届）

第20条 利用カードの交付を受けた者及び第18条第1項の自動車文庫を利用する者は、第6条第1項若しくは第10条第1項の規定による登録内容又は第18条第2項の手続の際の内容に変更のあった場合は、速やかに届け出なければならない。

第14条中「貸し出す」を「同時に貸し出す」に改め、「館長が必要であると認めた場合を除き、1回について」を削り、同条に次のただし書を加え、同条を第19条とする。

ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

第13条第1項中「高知県立図書館」を「県立図書館」に改め、同条を第18条とする。

第12条の次に次の5条を加える。

（館外貸出しの制限）

第13条 次に掲げる資料は、館外貸出しを受けることができない。ただし、館長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 貴重資料及び参考資料
- (2) 郷土資料（貸出し対象資料を除く。）及び寄託資料
- (3) 新聞及び官公報類
- (4) 古文書
- (5) マイクロフィルム
- (6) 前各号に掲げるもののほか、館長が貸出しを不適当と認めたもの

(館外貸出しの停止)

第14条 利用者が、第8条又は第12条の規定にかかわらず、貸出期間を経過した日から6月を超えても資料を返納しない場合は、当該利用者は、新たに資料の館外貸出しを受けることができない。

2 館長は、利用者が市民図書館の資料の館外への貸出しを受けている場合において、当該資料の貸出期間を経過した日から6月を超えても返納していないことが判明したときは、資料の館外貸出しを停止することができる。

(利用カードの紛失及び再交付)

第15条 利用カードの交付を受けた利用者は、当該利用カードを紛失した場合は、速やかにその旨を届け出なければならない。

2 館長は、前項の規定による届出を受理したときは、紛失した利用カードを失効させるとともに、届け出た者の申し出により、利用カードの再交付を行うものとする。

(利用カードの譲渡及び貸与の禁止)

第16条 利用カードは、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。ただし、館長が認めた場合は、代理人が貸出しを受けることができる。

(利用カードの失効)

第17条 第14条の規定により資料の館外貸出しを停止された場合又は第5条若しくは第9条の規定に該当しなくなった場合は、その者の利用カードは、その日から効力を失う。この場合において、利用者は、無効になった利用カードを速やかに返却しなければならない。

附 則

この規則は、平成30年7月24日から施行する。